

講座番号・講座名

No.10 消防法における化学物質管理

講師

総務省消防庁 予防課 危険物保安室

Q	A
資料の中に罰則として“懲役”という表記がありますが、現在は法改正により“拘禁刑”になったと思います	ご指摘のとおり、本資料の罰則表記「懲役」は、2025年6月1日施行の改正刑法(令和4年法67号)により「拘禁刑」に一本化されています。消防関係法令も同日付で用語整備(禁錮→拘禁刑)が行われているため、当該箇所を拘禁刑表記に訂正し、お詫び申し上げます。
消防法危険物の運搬容器について質問です。 P.52に「運搬容器の試験基準」があり、第4類第2石油類、第3石油類、第4石油類については適用外となっております。 第4類に該当する危険物をパウチ容器で販売しているものを見かけたことがあります。これも特に問題ないと判断して宜しいでしょうか？ ご回答の程よろしくお願い致します。	ご質問の件につきまして、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の2の6第3号(運搬容器であれば第68条の3第2号)に規定する容器の要件を満たしていれば、消防法令上、問題はありませぬ。
P.20で複数の分類がある場合、より危険性の高い分類にされるというお話がありましたが、1～6類を危険性の高い順に並べるとどのようになるのでしょうか？	消防法において、第1類から第6類の危険物について危険性の高い順を一律に定めた規定はありません。複数の類に該当する場合には、物質の性状等を踏まえ、より災害の危険性が高いと認められる類により規制を行うこととなります。
海外輸出をする場合の表示・容器について、日本の港、海上、海外港 までどこまでが消防法でどこからが国連勧告の適用範囲でしょうか。使い分けなどあればお願いいたします。	海外輸出に際し、日本国内における貯蔵・取扱い・陸上運搬につきましては、輸出貨物であっても消防法が適用されます。一方、港湾での船積み以降の海上輸送や、海外での取り扱いにつきましては、船舶および輸送先国における関係法令・国際規則(例:国際海事機関の規則等)が適用されるため、所管官庁へご確認いただく必要があります。なお、実務上は、消防法の要件に加え、国際輸送側の要件にも適合する容器・表示を用いる運用が行われることが考えられます。
混合物の化学物質で、消防法に該当する成分が配合されている場合、危険物として取り扱うかどうかの判断方法を教えてください。SDSでは、該当成分が消防法に分類されていますが、混合物自体には記載がありません。配合量など加味する必要があるのでしょうか？	混合物の危険物該当性については、消防法に基づく危険物確認試験等により、その性状を確認した上で判断する必要があります。
日化協の物流安全管理指針の昨年4月の改訂に伴い、容器イエローカードのサンプルを確認する限り、JIS規格対応のラベルに準じた印象があります。従来、容器イエローカードは混載便や包装品を少量輸送する場合と理解しておりましたが、消防法の危険物に該当する同一商品のみをドラムに入れ運搬する際、ドラム毎に消防法で要求される事項が記載されたJIS規格対応のラベル(容器イエローカード)が貼付されている場合、改めて紙のイエローカードを運転手に携行させる必要はあるのかご教示願います。	イエローカードの運用等については、消防法令に基づき行政が直接定めているものではなく、一般社団法人日本化学工業協会が策定・運用している指針に基づき推進しております。このため、容器イエローカードの位置付け、表示方法、ならびに運転者が紙媒体のイエローカードを別途携行する必要性の有無につきましては、当該協会に直接お問い合わせいただくようお願いいたします。 https://www.nikkakyo.org/basic/page/5865.html
スライド52: 試験基準が適用されない運搬容器の例示の2つ目は、国連危険物輸送勧告の少量危険物に相当すると考えてよいでしょうか？ あと質問ではありませんが、国際輸送用の移動タンク貯蔵所が守るべき法令が少し分かりにくいので、移送についてもスライド40のような法体系図があるとありがたいです。	ご質問の運搬容器は、消防法に基づき試験基準の適用を要しない容器として位置付けられています。国連危険物輸送勧告における少量危険物制度とは目的及び判定基準が異なるため、これに相当すると一概に判断することはできません。なお、後段のご意見につきましては、移送に関する法体系の整理に関する貴重なご提案として受け止め、今後の資料改善の参考といたします。